

令和 6 年 5 月 21 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20H01429

研究課題名（和文）プラットフォームエコノミーの進展と社会法の近未来—ゆらぐ企業依存型システム

研究課題名（英文）The Development of the Platform Economy and the Near Future of Social Law: The Shifting Corporate Dependent System.

研究代表者

浜村 彰 (Hamamura, Akira)

法政大学・その他部局等・名誉教授

研究者番号：10208598

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,600,000円

研究成果の概要（和文）：インターネット上のプラットフォームを介した労働が増加しているが、その法的課題について研究を行った。まず、実際にプラットフォームを解して就労しているワーカーにアンケート調査を行った。この調査では、コロナ禍前後でのワーカーの意識の変化に着目しているのが特徴である。海外のプラットフォーム規制については、フランスの雇用プラットフォーム規制庁(Arpe)に対して直接ヒアリングを行った。また、フランスの労働組合(F0)にもヒアリング調査を行うと同時に、フランスの労働法研究者とも意見交換を行った。この過程で、EUのプラットフォーム労働指令の採択に至るまでの経緯や背景についても調査できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

インターネット上のプラットフォームを解した労働が急速に広がっているが、日本においてはそれに対する規制のあり方に関する議論が活発に展開されているとは言い難い。この研究は、このような状況の中で、海外調査によって得られた知見を考慮しつつ、実際にプラットフォームを介して就労しているワーカーの意識を踏まえながら、日本におけるあるべき規制方法を提示している点に大きな社会的意義があるといえる。

研究成果の概要（英文）：We conducted a study on the legal issues involved in the increasing number of workers working via Internet platforms. First, we conducted a questionnaire survey of workers who actually work through the platform. The survey was unique in that it focused on changes in worker awareness before and after the Corona Disaster. Regarding overseas platform regulations, we conducted direct interviews with the French Employment Platform Regulatory Agency (Arpe). We also conducted interviews with French labor unions (FO) and at the same time exchanged opinions with French labor law researchers. In the process, we were also able to investigate the background and process leading up to the adoption of the EU Platform Labour Directive.

研究分野：労働法

キーワード：プラットフォーム クラウドソーシング ライドシェア フードデリバリー 法的保護 労働者

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) インターネット技術の進展とプラットフォームを介した就労の拡大

情報技術の発展によって、いまや企業は、インターネットに接続する、無限の群衆 (Crowd) を対象に、その労働力の活用が可能になった。このようななか、ライドシェアやフードデリバリーはもちろんのこと、運送業務にもデジタルプラットフォームを介した就労が拡大している。また、クラウドソーシングを提供するプラットフォームも世界中で展開されるに至っている。労働力利用にもシェアリングエコノミーが拡大しているのである。

(2) シェアリングエコノミーの進展と企業のあり方、そして働き方

クラウドソーシングに限らず、プラットフォームエコノミーという視点から広く捉えれば、すでに Uber や Airbnb といったプラットフォームを巡る様々な (法的) 問題が指摘されていた。典型的な議論が、Uber を通じて労働力を提供しているワーカーの労働者性の問題である。しかし、プラットフォームエコノミーが企業のあり方に与える影響の大きさという点からすれば、クラウドソーシングの方が深刻なのではないか。かりに企業のあり方や企業活動の方法に影響を与えるのだとすれば、それが労働者に与える影響も大きいはずである。

とはいえ、世界的な関心はライドシェアやフードデリバリーに向いている。この働き方に法はどう向き合うかが、シェアリングエコノミーにおける法のあり方を考える試金石といえよう。

(3) クラウドソーシングの進展と社会法に与える影響の大きさ

社会法、とりわけ労働法は、いうまでもなく、近代の市場経済社会の登場が生み出した雇用労働に従事する労働者を対象にしてきた。雇用労働とは、労働者がその労働力を使用者の利用にゆだねその対価を得る労働であるが、その支配的類型は企業に一身専属的に労務提供する、換言すれば、企業のなかに包摂されて働く労働である。シェアリングエコノミーという、企業に包摂する必要のない新たな他者労働力の利用方法の登場は、それゆえ、労働法の根幹を切りくずす可能性をもっているともいえる。

以上のような問題意識から、シェアリングエコノミーが社会法に与える影響を研究の対象にすることとした。

2. 研究の目的

本研究は、シェアリングエコノミーの進展が雇用・労使関係にどのような影響を与え、労働法や社会保障法にとってどのような新たな問題をもたらすかを明らかにすることを目的とし、次の五つの研究課題を設定している。

第1に、前提作業として、かかるシェアリングエコノミーの進展の実情、とくにプラットフォームワークの実態を明確にするため、プラットフォーム労働の実証的分析を行う。

第2に、プラットフォームを介した労働力の取引であることをから、プラットフォームそのものの社会経済的機能と法的問題の所在を明確にするとともに、必要な事業規制があるとすれば何かを提示する。

第3に、プラットフォームを介して就労している者の法的保護に関して、現行の個別的労働法および集団的労働法の適用可能性にかかる解釈論的課題と、立法政策的対応のあり方に社会保障法制を含めて検討を加える。

第4に、クラウドソーシングを中心に、プラットフォームを介した労働力の利用は国境を超えることから、国境を超える労働力利用に対する法的規制のあり方と法的紛争の解決のあり方を、国際的動向をふまえて、提示する。

第5に、プラットフォームエコノミーの進展が、今後、企業・雇用システムや日本的雇用慣行にどのような影響をあたえるかを見定める。

3. 研究の方法

(1) ヒアリング

クラウドソーシングの実態を把握するため、プラットフォーム事業者、海外のクラウドソーシング研究を行っている研究者、労働組合、海外政府機関へのヒアリングを行った。

2020年度：労働組合1団体(日本)

2021年度：コロナ禍のため実施できず。

2022年度：プラットフォーム事業者2社(日本)、労働組合1団体

2023年度：政府機関1機関(フランス)、労働組合1団体(フランス)、フランス人研究者5名

(2) 国際学会への出席

各国の研究者との意見交換をするため、国際学会に積極的に出席した。

2022年度：Labour Law Research Network(ワルシャワ)、国際労働法社会保障法学会ヨーロッパ地域会議(ベルギー・アントワープ)

(3) アンケート調査

クラウドワーク就労者の実態を把握するため、クラウドワーク就労者へのアンケート調査を行った。

2022年度：労働調査協議会に協力を得て実施したクラウドワーカーへのアンケート調査
(4) 研究会方式の研究会の実施
国内・海外の文献研究、国内・海外の判例研究等を行うため、研究会方式の研究会を適宜実施した。

2020年度：3回(コロナ禍のためオンライン中心)
2021年度：4回(コロナ禍のためオンライン中心)
2022年度：5回(ハイブリッド)
2023年度：4回(ハイブリッド)

4. 研究成果

(1) プラットフォームの実像

プラットフォームは、Uber型とクラウドソーシング型に分けられる。Uber型は、プラットフォームを通じた取引の相手方(多くは消費者)と直接対面する。典型的にはUberのようなライドシェアである。これに対して、クラウドソーシングの多くは、契約関係が成立しても、発注者と受注者(ワーカー)が直接対面しない。どこまでもWeb Basedなのである。前者はある種の「労働契約」といえるが、後者はそう単純ではない。

また、プラットフォーム事業の中には、「雇用」を仲介するようなビジネスまで現れている。もはや、現代版の日雇労働といえよう。

(2) プラットフォームを介した就労者の実像

「フリーランス白書2022」で、フードデリバリーに従事しているワーカーの意識調査を公表した。

この調査によると、このような働き方に「満足」していると回答した者の割合は68.0%であった。約七割のワーカーがこのような働き方に満足している。また、このような働き方のどの点に満足しているのかを尋ねた結果によれば、「就業環境(働く時間/場所など)」「(74.4%)」「仕事上の人間関係」「(71.1%)」「プライベートとの両立」「(74.5%)」に「満足」と回答した割合がいずれも七割を超えている。また、「達成感/充実感」も69.0%と高い。

「収入」についても45.1%が「満足」と回答している。そして、それは「不満」の32.2%を超えている。ただし、「報酬額の設定(報酬額の算定、報酬額の水準等)」について、52.3%が「不満」「(満足)は27.9%」としていることから、得られる総収入額には一定程度満足しているものの、個別の配達報酬額の決定には大いに不満を抱いている者が多いということであろう。

意外なのは、「事故・けがへの対応」「(20.1%)」や「交通安全への対応」「(17.1%)」に関する「不満」の割合が高くないことである。また、「社会保険への加入案内」の不満も高くない(19.9%)。

一方、「不満」が「満足」を超えたのは、「社会的地位」である。フードデリバリー配達員への嫌がらせが社会問題となったことに対応する数字といえよう。そのほか、「評価制度の運用」や「サポートデスクの対応」に不満を感じている者が三割を超えていることが注目される。

しかし、全体的な満足度の高さに比例して、「今後もフードデリバリー配達員の業務を続けたいと思いますか」との問いに、「ずっと続けたい」「(20.8%)」と「しばらくは続けたい」の割合を足すと、81.9%となり、比較的高い継続意向が示されている。

一方、この研究チームが行ったクラウドソーシングに従事しているワーカーやフリーランサーへのアンケート調査では、次のような知見を得た。まず、収入でみると、専門のクラウドワーカーでもっとも多い収入分布は「50~100万円未満」であった。これに対してフリーランサーは「300~400万円未満」である。とくにフリーランサーで顕著なのは、高スキルワーカーと位置づけられる者の収入分布であり、こちらは「400~500万円未満」がもっとも多い。社会保障に関しては、「働けなくなった時の所得補償(失業保険)に対するコロナ前からの不安の増減」について尋ねると、クラウドワーカーで34.1%がコロナ禍前より高まったとしている。これに対してフリーランサーは、58.4%が「変わらない」と回答している。コロナ禍による社会保障制度への不安に関しては、クラウドワーカーにおいて顕著になっている。

(3) クラウドソーシングの法的課題

プラットフォーム事業の課題

プラットフォームに独自の機能として、発注者とワーカー相互の評価機能がある。プラットフォームを通じてやりとりがなされた仕事が終了した後は、発注者と受託者(ワーカー)それぞれが、相手方に対して評価を行う。この評価に基づくレート(評価平均値)は、その後のプラットフォームを通じた仕事の受注に直結する。つまり、評価が低ければ、発注者から選ばれない。しかし、発注者からの一部の評価に不満を持つワーカーも多いことがわかった。このことから、プラットフォームへの事業規制を考えた場合、適正な評価を担保させる仕組みを確立する必要がある(たとえば、評価への苦情処理システムの構築等)。

また、プラットフォームが受け取る手数料の高さにも不満があるようだ。手数料に対する規制も検討の余地がある。

将来的には、働き方に中立的な社会保障システムの確立も求められよう。クラウドソーシングという仕組みの中に、現行の社会保険システムのような社会保障制度の組み込みが可能かどうか、また、かりに可能だとして、それをプラットフォームの独自の取り組みの構築を促すのか、

それとも国家的規制が必要なのかも課題となろう。

ワーカーの保護

ライドシェアやフードデリバリーの仕事に従事しているワーカーは、労働者として保護すべきである。前述のプラットフォーム労働の実態からすれば、このような主張がなされるのは当然である。

そもそも、デジタルプラットフォームを通じて就労しているワーカーは、現代版の「日雇労働者」のような様相を呈している。日雇労働者は、日雇労働者の街というある種の「面」で存在している(た)。そして、日雇労働者はその日に就労するか否かを「自由な意思」でその都度決定している(た)。雇用に比べれば明らかに「自由な働き方」である。これら「日雇労働者」は、労働者として保護され、特別な枠組みであるが、失業保険たる雇用保険や、健康保険が適用されているのである。つまり、企業の命令の鎖に縛られている働き方だけが、労働者として保護されてきた。一方、デジタルプラットフォームは、その技術によって、市場の中に「点」として存在している労働者を労働に編成することを可能にさせた。ただし、現代の「日雇労働」は、日単位の労働ではなく、消費者のニードベースに発生する「細切れ労働」に変化している。このような違いがあるとしても、その日、その時に就労するか否かの自由度の高い働き方である点で両者は共通している。日雇労働は、建設作業が中心であったため、「人による支配」を受けている(た)。これに対して、デジタルプラットフォーム労働は、「人による支配」を受けていない。しかし、「アルゴリズムによる支配」を受けている。「支配のされ方」が変わっただけで、その本質において両者には違いはない。

デジタルプラットフォーム労働の中心であるライドシェアやフードデリバリー等の配送業務は、どうしても危険が伴う。また、労働者が享受している健康保険や年金といった社会保障制度の恩恵もあまり受けられない。また、デジタルプラットフォームに専門的に従事しているワーカーは、将来、低年金や無年金となりかねない。このような働き方を「個人事業主」として放置しておくことは、社会的にも負の影響を与えよう。ミクロでみても、マクロでみても、やはりこれらのワーカーは、労働法上、社会保障上の一定の保護が必要である。

保護の方法としては、「労働者」として保護するのではなく、「労働者」と「事業者」との間と位置づけて、緩やかな保護を行うべきとする国もある。フランスが典型的(フランスは、事業者という位置づけであるが、労働者に認めている保護策の一部を適用している)だ。しかし、従来型の「労働者」の保護が硬直的なものだったのではなかろうか。労働者の自由と両立可能なあらたな「雇用像」が求められているといえよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計32件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 沼田 雅之	4. 巻 92
2. 論文標題 プラットフォーム労働の実態と課題 法的問題を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑第92集』	6. 最初と最後の頁 37-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 沼田 雅之	4. 巻 135号
2. 論文標題 プラットフォームエコノミーが現代企業に与えるインパクトと社会法上の課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 3-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 沼田 雅之	4. 巻 135号
2. 論文標題 プラットフォームワークと社会保障	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 86-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 沼田 雅之	4. 巻 960号
2. 論文標題 プラットフォームワーカーの自由と保障 「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 199-206
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 沼田 雅之	4. 巻 2014号
2. 論文標題 フランチャイズ店舗加盟店主の労組法上の労働者性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 40-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 沼田 雅之	4. 巻 41巻4号
2. 論文標題 就労形態の多様化と労働者・被用者概念の変容	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 年金と経済	6. 最初と最後の頁 3-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 沼田 雅之	4. 巻 349号
2. 論文標題 デジタルプラットフォームとワーカースの社会法上の保護	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 季刊労働者の権利	6. 最初と最後の頁 85-99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 沼田 雅之	4. 巻 2026号
2. 論文標題 デジタルプラットフォームを介して就労している「配達パートナー」の労働組合法上の労働者該当性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 6-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞、後藤 究	4. 巻 2020号
2. 論文標題 集团的労働関係における労働法と競争法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 28-89
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞	4. 巻 4
2. 論文標題 <労働法と競争法の関係>に関する一考察 憲法秩序における『団結』と『競争』を手がかりに	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田大学法学会編『早稲田大学法学会記念論文集第4巻 展開・先端・国際法編』(成文堂、2022年)	6. 最初と最後の頁 1-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤 究	4. 巻 129巻8-9号
2. 論文標題 労務提供に要する作業用品の調達・費用負担をめぐる小考：近時のドイツ判例を素材に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 289-322
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤木 貴史	4. 巻 277号
2. 論文標題 「レイバーエグゼンプションの背景に関する覚書 経済法と労使関係法制の整除に向けた予備的検討」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 31-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤木 貴史	4. 巻 2025号
2. 論文標題 プラットフォーム就労者も労働組合法上の労働者に該当する	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 34-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜村 彰	4. 巻 2018号
2. 論文標題 委託業務の発注元と受託代理店の労働者との間の派遣労働関係と申込みみなしの成否	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 57-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 毛塚 勝利	4. 巻 2016号
2. 論文標題 グループ企業の経営統合過程における整理解雇の効力判断のあり方	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 23-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川 志郎	4. 巻 1261号
2. 論文標題 EUのプラットフォーム就労指令案：条文全訳と解説	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 労働判例	6. 最初と最後の頁 5-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川 志郎	4. 巻 1572号
2. 論文標題 プラットフォームワーカーと国際的労働関係 国際民事手続法上の諸論点	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 29-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川 志郎	4. 巻 135号
2. 論文標題 プラットフォーム就労と法適用通則法12条 労働抵触法上の重要概念の機能性を問う	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 69-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤木 貴史	4. 巻 135号
2. 論文標題 プラットフォームワーカーに対する集団法上の保護	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 36-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木 俊晴	4. 巻 135号
2. 論文標題 プラットフォームワーカーに対する個別法上の保護	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 20-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 沼田 雅之	4. 巻 2035
2. 論文標題 フリーランス新法はフリーランスの需要を満たすものか	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 6-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 沼田 雅之	4. 巻 2047=2048
2. 論文標題 西谷敏教授の労働者概念の検討	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 87-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜村 彰	4. 巻 2029
2. 論文標題 労働法とリベラリズム	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞	4. 巻 2029
2. 論文標題 歴史からみた労務供給契約に対する法規制	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 111-120
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞	4. 巻 2039
2. 論文標題 「雇用」の世界のバック・トゥ・ザ・フューチャー	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木 俊晴	4. 巻 65巻6号
2. 論文標題 労働契約の展開における職務の特定	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 25-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤木 貴史	4. 巻 2034
2. 論文標題 コンプライアンス活動に対する法的評価の視点	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 11-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤木 貴史	4. 巻 36巻7号
2. 論文標題 アメリカにおける「被用者」概念とフリーランス政策の動向	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 D I O	6. 最初と最後の頁 7-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤木 貴史	4. 巻 2047=2048
2. 論文標題 「労働者性」をめぐる先行文献研究の検討	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 55-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤 究	4. 巻 1287
2. 論文標題 コンビニフランチャイズ加盟者の労組法上の労働者性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 労働判例	6. 最初と最後の頁 82-90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤 究	4. 巻 2047=2048
2. 論文標題 菅野和夫教授の労働者概念をめぐる学説展開	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 66-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 毛塚 勝利	4. 巻 281
2. 論文標題 ジョブ型雇用論の意義・問題点と法的含意	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 11-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 後藤 究
2. 発表標題 ドイツ法・EU法における労働法と競争法
3. 学会等名 日本労働法学会第140回大会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	沼田 雅之 (Numata Masayuki) (30580972)	法政大学・法学部・教授 (32675)	
研究分担者	米津 孝司 (Takashi Yonezu) (30275002)	中央大学・法務研究科・教授 (32641)	
研究分担者	石田 眞 (Makoto Ishida) (80114370)	早稲田大学・法学学術院（法務研究科・法務教育研究センター）・名誉教授 (32689)	
研究分担者	鈴木 俊晴 (Toshiharu Suzuki) (50757515)	早稲田大学・社会科学総合学術院・教授 (32689)	
研究分担者	藤木 貴史 (Takashi Fujiki) (20846399)	法政大学・法学部・准教授 (32675)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	井川 志郎 (Shiro Ikawa) (90804344)	中央大学・法学部・准教授 (32641)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関